

高教組通信 5

兵庫高教組書記局

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

E-mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

18歳選挙制導入 「主権者教育」と「教育の政治的中立」

2015年6月17日「公職選挙法」が、1945年以来70年ぶりに改正されて、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。来年夏の参議院選挙から約240万人が新たに有権者となります。兵庫県下では、約11万人の18歳、19歳の高校生を含めた人に選挙権が与えられます。これから「主権者教育」はどうなってゆくのでしょうか。また「政治的中立性」についても、一緒に考えてみましょう。



改正公選法のポイント

- 選挙権年齢を現行の「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げ
- 18、19歳の未成年者が連座制適用対象の重大な違反を犯し、選挙の公正に支障を及ぼす場合は原則、検察官送致

NHKより

東京新聞より

若者の政治参加の促進を

国立国会図書館調べによると、世界各国の選挙権年齢は、16～18歳が176カ国で191の国と地域のうち92%を占めています。世界では選挙権年齢は16～18歳が当たり前のようです。オーストリアは、16歳に引き下げられています。

欧米では、1960年代後半のベトナム戦争反対や学生運動の高まりの中で18歳選挙権が次々に導入されました。日本の場合はどうでしょうか。1945年敗戦と同時に女性が初めて参政権を得て、総選挙が実施されて以降、戦後70年間選挙権年齢は改正されていません。今回、実に70年ぶりに選挙権年齢が引き下げられたわけですが、このことについては、全教も歓迎しています。今後、18歳以上の若者が有権者としての権利、具体的には言論の自由や表現の自由、そして結社の自由などを持つということをも明確にしつつ、若者の政治参加を保障・促進させることがとても大切になります。

自民党の提言が狙うものと私たちの取り組み

教育への介入

しかし、自民党の提言の中には、この選挙権年齢の引き下げを、自民党による政治

支配と教育への支配を強めるために利用する意図が露骨に示されています。文科省は、高校生用の副教材の作成・配布を予定し、政府や自民党の意向を受けた教育内容への介入を進めようとしています。

安倍首相のお膝元の山口県では、県立高校の授業で行われた、新聞2紙を資料としての模擬投票に対して、自民党県議が問題視し、こともあろうに教育長が県議会で謝罪するなどという事態も起きています。毎日新聞は「専門家から『現場を萎縮させ、教育の自由を奪う発言だ』と批判が起きている」(7.3)と報じましたが、こうした行政の教育への介入は、許されるべきものではありません。

生徒の政治活動

日本では、1969年に文部省初等中等教育局長が出した通達「高等学校における政治的教養と政治的活動について」(＝「69通達」)によって、生徒の政治的活動が禁止されてきました。この通達以降、教師は政治について語ることを自粛する傾向が強まり、さらに生徒会活動や自主的な活動を政治から遠ざけてきた歴史があります。

自民党は選挙年齢が18歳に引き下げられたにもかかわらず、「学校現場が混乱する」「学校教育に政治的なイデオロギーが持ち込まれる」などを口実として、生徒の政治活動を抑制しようとしています。これでは選挙権を引き下げた意味がありません。生徒たちに選挙権を付与することに伴い、高校生の政治活動を保障することは重要であり、現在の「69通達」は早急に改正すべきです。(9/14 文科省が、高校生に校外における一定の政治活動を容認する通知を46年ぶりに出すことが判明しました。)

教員の政治活動

一方で自民党は教育公務員の政治活動に罰則を科すための「教育公務員特例法」の改正を通じて、「教育の政治的中立性」の名のもと教育の自由や教育公務員の政治活動の自由を制限しようとしています。「政治的中立性」について、教育基本法から考えてみましょう。

現教育基本法は第14条において「政治教育」を規定しています。憲法や民主主義、政党についてしっかりと教えること、そして現実の政治などに対する健全な批判力を持った主権者に育てることは最も尊重されるべきものであるということを謳い、そして、このことは文部科学省も認めています。禁止されているのは、学校において、特定の政党を支持したり、反対したりする政治教育や政治的活動をすることだけあり、その場合でも、「自由な批判検討は許される」と文部科学省はHPで過去の国会答弁を紹介しているのです。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

今、授業やHR活動、生徒会活動、学校行事など教育活動全般の中で、子どもたちの発達段階に対応した民主的な主権者教育、市民教育(シティズンシップ教育)を保障していくことが求められています。そのためにも、政治について自由な論議ができる学校、子どもたちが権利主体として参画できる学校をつくることなどが大切です。